

2月24日一部改正
(改正は下線部分)

事務連絡
令和3年2月3日

各都道府県主管衛生部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関
緊急支援事業補助金の変更交付申請書の手続きについて

標記については、令和2年12月25日厚生労働省発健1225第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところですが、交付要綱8による変更交付申請手続きについては、以下のとおり行います。

貴職から貴管内の市町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようにお願いいたします。

また、各都道府県から厚生労働省に対して、病床逼迫による申出等をいただいておりますが、まだ、申請書を提出いただいている医療機関は、対象となる医療機関の一部にとどまります。貴管内の対象となる医療機関に対して、交付申請書の提出について、再度、周知いただくようお願い申し上げます。厚生労働省への交付申請書の提出期限は3月12日（必着）となっております。

<変更交付申請書を提出する医療機関>

○対象

厚生労働省から交付決定通知書を受け取っている医療機関であり、その後に病床数の増加、対象経費の変更等を行う場合（交付決定額の金額変更を伴う場合に限る。）

※ 「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について」（令和3年1月25日厚生労働省発健0125第1号）により、従前から勤務する職員の基本給も当該職員の処遇改善を行う場合は補助対象とされたところで

○提出期限

令和3年3月12日（必着）

※ 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することが可能です。概算で申請した場合、事業終了後に実績報告が必要となるため、領収書等の支出額のわかるものを保管しておいてください。

○提出方法

以下へ郵送してください。

郵送先：〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 入院受入医療機関緊急支援事業担当 あて

○提出書類

変更交付申請書、別紙、請求書、収支予算書

○留意事項

交付決定額の金額変更を伴わない変更については、変更交付申請は不要です。

厚生労働省に申請書を提出しているが、交付決定通知書を受け取っていない医療機関が、提出後に病床数の増加、対象経費の変更等により金額変更を行う場合は、当初の交付申請書を差し替えてください。

<添付資料、参考>

- ・令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金 変更交付申請書一式（変更交付申請書、別紙、請求書、収支予算書）
- ・令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html